

次期江別市男女共同参画基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

江別市男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法及び江別市男女共同参画を推進するための条例に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための計画である。

現基本計画は、令和5年度末をもって計画期間が終了するため、条例に基づき新たな基本計画を策定する。

～男女共同参画社会基本法(抄)～
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

～江別市男女共同参画を推進するための条例(抄)
(基本計画の策定及び見直し)

第9条 市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

2 市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

6 第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

2 現計画の概要

現計画は、条例の7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った7つの基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組む2つの重点項目で構成されており、男女の平等感と男女共同参画の意識を数値目標としている。

この計画は、えべつ未来づくりビジョン(第6次江別市総合計画)の個別計画と位置付けられており、基本方針1から4は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画(女性活躍推進計画)と位置付けている。

3 新計画の考え方

現計画の考え方を継承し、基本方針と重点項目で構成する。

現計画を検証する中で抽出された新たな課題により取り組むべきもの、見直すべきものを整理し、持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえた取組を進めていく。

4 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

5 策定に当たっての検討内容

(1)国の動向・社会情勢の変化

①第5次男女共同参画基本計画(国)(令和2年12月25日閣議決定)

・次の4つを目指すべき社会として、様々な施策を推進

ア 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

イ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

ウ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会

エ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

②持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた課題

・ジェンダー平等実現に向けた取組の推進

(2)基本方針・重点項目・数値目標 等

①基本方針

・今後10年を見据えた内容であるか

・性の多様性への取り扱いについて

②重点項目

・基本方針の内容から重点的に進める取組

③数値目標

・市の取組により実現可能な数値目標を設定

6 今後のスケジュール(予定)

令和5年2月 男女共同参画推進本部会議(以降、適時開催)

男女共同参画審議会(以降、適時開催)

5月 男女共同参画アンケートの実施

12月 パブリックコメントの実施

令和6年3月 男女共同参画基本計画の策定